

## 高知県公害防止条例の改正予定について（詳細）

### < 条例で使用する言葉の定義について >

条例では、次のように語句を定義する予定です。

1. 「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し又は吸着したもの。
2. 「土砂等の埋立て等」とは、土砂等による埋立て、盛土、その他土地へのたい積等をする行為。ただし、次の場合は除く。
  - ①製品の製造等のための原材料のたい積、検査等のための試料のたい積
  - ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において土砂を埋立て等する行為
  - ③鉱山保安法による許可又は届出をした施設での土砂等の埋立て等
3. 「浸透水」とは、埋立て等に使用された土砂の層を通過した雨水等。
4. 「特定埋立事業」とは、土砂の埋立処分場以外の場所から採取された土砂を埋立てする事業であって、埋立面積が一定規模以上（3,000平方メートル以上）であるもの。
5. 「一時たい積事業」とは、特定埋立事業のうち他の場所への搬出を目的として土砂の埋立て等をする事業。

### < 具体的な規制内容について >

1. 土砂の埋立て等に関する規定（一律規制）
  - (1) 土砂の埋立て等に関係する者の責務  
土砂の埋立て等に関係する者ごとに次のように規定します。
    - ①埋立事業者は、埋立てによる土壌汚染や土砂災害等が発生しないように対策を講じるとともに、周辺の地域住民の理解を得るように努めること。
    - ②土砂の運搬事業者は、土砂等の汚染状況を確認し、土壌汚染や水質汚染のおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めること。
    - ③土砂等の埋立用地を提供する者は、土壌汚染や水質汚染等のおそれのある土砂等の埋立てに土地を提供しないように努め、不適正な埋立てが行われている場合は通報すること。

(2) 土砂基準、水質基準の設定

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが必要な環境上の基準として、土砂基準及び水質基準を設定します。基準値は、土壌汚染対策法の基準を参考にします。

(3) 土砂の埋立て等を行う者、埋立用地を提供する者の義務

土砂の埋立て等を行う者、埋立用地を提供する者には次のような義務を規定します。

- ①何人も土砂基準に適合しない土砂の埋立てや埋立用地の提供等を禁ずること。
- ②土砂の埋立て等を行う者は土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講ずること。
- ③土壌汚染、水質汚染、土砂の崩落等を防止するための措置命令に従い、必要な措置を行うこと。

2. 特定埋立事業に対する規定（許可制）

(1) 特定埋立事業を行う場合の許可

土壌汚染や水質汚染等を引き起こすことのない土砂が安全に埋立てされるように一律に適用する規定に対して、土砂量が多く、かつ、遠距離の運搬のため安全性を十分に確認する必要がある特定埋立事業場には、事前の許可制を設定します。

但し、特定埋立事業場のうち、次のような安全性の確認が容易なものについては、許可制から除外して一律に適用する規定のみとします。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・国や地方公共団体等が行う埋立て等</li><li>・許認可をうけた採取場の土砂等を販売するための一時的な埋立て等</li><li>・採石法、砂利採取法により許可された採取計画による埋立て等</li><li>・災害の応急措置による埋立て等</li><li>・土砂等の発生場所が、埋立事業区域から50キロメートル以内の土砂の埋立て等（ただし船舶輸送によるものを除く。）</li></ul> |
|---|

(2) 特定埋立事業の許可に関すること

①事業許可申請の手続

特定埋立事業を行おうとする者は、埋立事業区域ごとに埋立て等を行う60日前までに許可申請の手続きをすることを規定します。

申請に必要な事項は、申請者の住所、氏名、管理者等の基本事項のほか、事業場の構造、土砂処分計画、土砂検査結果、その他生活環境の保全を図るうえで必要な項目等とします。

## ②事業許可の基準

許可の基準は、申請者の欠格条件のほか、土砂基準への適合性、構造基準、管理事務所の設置等の管理上必要なものなどを規定します。

## ③許可申請時の手続き

事業者から事業許可申請や変更許可申請が提出されたときは、次のような対応、手続きを規定します。

- ・申請者による周辺住民の理解を得るための努力
- ・県による関係市町村長への生活環境や住民生活の安全に関する意見の聴取
- ・県による生活環境保全や住民生活の安全確保に必要な場合の許可条件の付加

## (3) 特定埋立事業の許可を受けた者の義務

特定埋立事業の許可を受けた者には、生活環境の保全を確保するために、次のような義務を規定します。

### ①土砂等の搬入届

土砂等を搬入するときは土砂の採取場所ごとに土壌検査を行い、検査結果及び採取場所の証明書等を添付した土砂搬入届出を県に30日前までに行うこと。

また、初回の搬入を届出した後、採取場所ごとの搬入土砂量が5,000立方メートルを超えるごとに届け出ること。

### ②採取場所ごとに土砂管理台帳を作成すること。

### ③事業状況の定期報告

施工期間中は、一時たい積事業の場合は埋立開始後3カ月ごとに、一時たい積事業でない場合は埋立開始後6カ月ごとに、完了等の場合は事業完了届等と共に、埋立土砂量や埋立面積等の事業状況に関する届出を県に行うこと。

### ④定期的な水質検査の実施

事業が一時たい積事業の場合は埋立開始後3カ月ごとに、一時たい積事業でない場合は埋立開始後6カ月ごとに、浸透水の水質検査結果を県に報告すること。

また、土砂や浸透水等が基準に適合しないときは直ちに報告すること。

### ⑤関係書類の閲覧

事業者は周辺住民等の求めに応じて関係書類を開示すること。

### ⑥特定埋立事業場の標識や事業区域の境界の表示をすること。

### ⑦事業を完了等するとき

事業を完了等した場合は、土壌検査及び水質検査を実施のうえ完了届等を提出し、県の検査を受けること。

⑧譲受けや地位の承継をする場合

埋立事業を譲受ける場合には、あらかじめ譲受けの許可を受けること。  
相続や合併等の場合は地位継承を届け出ること。

⑨事業許可を受けた事項を変更するとき

変更事項が、事業場の構造や土砂等の増量などの土壌汚染、水質汚染  
又は土砂災害の発生のおそれの拡大に係るものは審査を伴う変更許  
可の申請を、これら以外の軽微なものは変更を届け出ること。

⑩措置命令

県は、無許可による特定埋立事業、土砂の崩壊防止等の措置指導に従  
わない場合などは、事業者措置命令により是正を命じることができる  
こと。

(4) 許可手数料に関すること

特定埋立事業申請、変更申請、譲受け申請を行う場合は手数料を納付す  
ることを規定します。

## <県の指導、規制に関すること>

1. 特定埋立事業許可の取り消し、停止

次の場合は、特定埋立事業の許可の取り消し、または6月以内の停止を命じ  
ることができるように規定します。

- ①不正の手段により、埋立事業許可、変更許可、譲受け許可を受けた場合。
- ②事業許可者が申請者の欠格事項に該当するに至ったとき。
- ③措置命令に違反したとき。
- ④許可の条件に違反したとき。
- ⑤変更許可事項の無許可変更をしたとき。
- ⑥土砂等の無届出搬入。
- ⑦土砂管理台帳を作成していないとき。
- ⑧事業状況の報告をしないとき。
- ⑨水質検査、土壌検査を行わず、また、結果の報告を行わないとき。
- ⑩関係書類を閲覧に供しないとき。
- ⑪標識掲示、埋立地域の境界表示を行わないとき。
- ⑫無許可埋立てを行った者への措置命令に違反したとき。

2. 立入検査等

知事が指定する職員に、埋立てをした者の事務所や埋立場への立入検査をす  
ることができるように規定します。また、土地の提供者に対しても埋立事項に  
関する報告を求めることができるように規定します。

## <罰則に関すること>

### 1. 土砂等の埋立て等に関する罰則

今回の改正による罰則は、違反した事項について、県民の健康の保護と生活環境の保全に対する影響度合いに応じて次のように規定します。なお、罰則に関する事項については、現在、高知地方検察庁と協議中です。

#### (1) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ①土砂基準に適合しない土砂等で埋立て等を行った場合
- ②無許可で特定埋立事業を行った場合
- ③許可事業者の無許可変更
- ④措置命令の違反
- ⑤許可事業者の取り消し命令の違反

#### (2) 50万円以下の罰金

- ①許可事業者の土砂等の無届出搬入
- ②許可事業者が土砂管理台帳を作成、記載しない場合
- ③許可事業者が事業状況、水質検査、土壌検査の報告を行わなかった場合
- ④許可事業者が水質検査、土壌検査を行わなかった場合
- ⑤立入検査を拒んだり、質問の答弁をしない場合
- ⑥ ①～⑤に関する虚偽の届出、報告を行った場合

#### (2) 30万円以下の罰金

- ①許可事業者が完了届、承継届、変更届等の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- ②許可事業者が関係書類を保管しなかった場合

### 2. 両罰規定

法人の代表者、法人又は個人事業者の代理人、使用人その他従業者が違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人または個人の事業者に対して罰則を適用します。